

令和4年度実績に係る農地中間管理事業評価委員会の開催結果について

1 開催日時・場所

日時 : 令和5年6月28日(水) 11時00分～12時00分
場所 : 富山県森林水産会館 33号会議室

2 評価委員の氏名等

氏名	役職	摘要
酒井 富夫	富山大学名誉教授	委員長
桶屋 泰三	税理士	
上田 祐正	富山商工会議所専務理事	
田悟 敏子	県農業委員会女性協議会会長	
島谷 武志	弁護士	委員長職務代理者

3 評価の実施方法

- (1) 6月20日(火) 書類の事前送付
- (2) 6月28日(水) 評価委員会において、事務局側から書類を説明後、ご意見等を頂戴し、評価表を提出いただく
- (3) 6月28日(水) 委員長から評価結果の提出
- (4) 6月29日(木) 知事へ報告

4 評価委員会の意見

概ね良好に実施されている。

*評価の詳細は[こちら①](#) [②](#)

5 令和4年度実績資料

- ・[事業報告書](#)
- ・[貸借対照表、収支決算書、財産目録](#)

令和5年度事業計画

1 基本方針

本県の農地の担い手への集積率については、68.8%、機構活用率については、耕地面積に占める比率が19.7%と全国上位の成果となっているが、担い手不足の地域や、耕作条件不利地域などで集積率や機構活用率に格差が生じている。

また、遊休農地の解消、所有者不明農地の増加、農地の円滑な相続や承継など様々な課題に取り組む必要が生じている。

このため、国は、担い手への農地の集積・集約化を一層促進や農地に関する諸課題の解決に向けて農業経営基盤強化促進法等を改正し、農地中間管理事業をはじめとする農地関連施策を抜本的に見直ししたところである。

令和5年度は、こうした制度の見直しに円滑に対応できるよう情報共有を密に行い、関係機関一体となり、担い手への集積・集約化の一層の進展を図るものとする。

2 機構集積・配分目標

目標:1,600ha(内、新規増加分 900ha)

3 活動計画

① 改正農業経営基盤強化促進法等への対応

- ・機構は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地区の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- ・機構は、農地相談員（現地コーディネーター）を配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場に積極的に参加するとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。
- ・利用権設定等促進事業による農地の貸借は、令和7年4月以降または地域計画作成後のいずれか早い時期から、新規契約や契約更新ができなくなることをはじめ、遊休農地解消緊急対策事業、所有者不明農地制度の見直しなどを周知し、農地中間管理事業の活用を図る。

② 市町村毎の課題の抽出と対策の検討

- ・令和7年3月末までに策定することが義務付けられた地域計画や目標地区の策定状況も含め、引き続き、連絡協議会において諸課題に対する情報共有や対応方針の協議を行う。
- ・課題を抱える市町村を中心に、国、県、機構他関係機関が推進キャラバンを行い、具体的な課題や対応策について協議を行う。

③ 農業委員会との連携強化

- ・農業委員会の農地利用最適化推進委員等による農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員会との連携を強化する。
- ・機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。

④ 基盤整備事業による機構活用の促進

- ・基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約の推進を図る。
- ・特に、15年以上の農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となる機構関連農地整備事業について、県や機構、市町村、土地改良区等が連携協力して事業の周知を図るとともに、機構の適切な活用を指導する。

⑤ 担い手への機構活用の促進

- ・機構は、法人協会や農業者協議会の研修会などでの制度の周知や意見交換を行う。
- ・担い手同士の貸借農地の交換を推進し、集約化による担い手の作業の効率化を図る。

⑥ 広報活動の強化

- ・機構は、制度の見直し内容をはじめ、農地中間管理事業の利用促進を図るパンフレットを作成・配布とともに、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。

区 分	令和5年度計画		令和4年度計画	
	事業量	事業費 千円	事業量	事業費 千円
(1) 農地中間管理推進事業		695,160		714,870
① 転貸				
◇ 令和5年度転貸目標	1,600ha		1,600ha	
◇ 農地貸付料対象面積	11,000ha	687,000	10,100ha	707,000
◇ 26年度転貸分	2,100ha		2,100ha	
◇ 27年度転貸分	1,500ha		1,500ha	
◇ 28年度転貸分	800ha		800ha	
◇ 29年度転貸分	1,100ha		1,100ha	
◇ 30年度転貸分	1,100ha		1,100ha	
◇ 元年度転貸分	1,000ha		1,000ha	
◇ 2年度転貸分	1,100ha		1,100ha	
◇ 3年度転貸分	1,000ha		1,200ha	
◇ 4年度転貸見込分	1,100ha		200ha※	
◇ 5年度4,5月転貸見込分	200ha		※4,5月見込分	
② 農地相談員(現地コーディネーター)の設置	1名	5,000	—	
③ 機構管理	5ha	1,870	5ha	1,870
・ 果樹の経営承継地の管理や、 中間保有農地の保全管理				
④ 遊休農地の簡易整備	3ha	1,290	10ha	6,000
・ 担い手へ転貸する遊休農地 の簡易整備(草刈等)補助				
(2) 特例事業(農地売買等事業)		118,000		118,000
・ 買入	18.0ha		18.0ha	
・ 売渡	18.0ha		18.0ha	
・ 所有者不明農地の転貸に必要な 供託金の借入	5ha		5ha	
(3) 旧農地保有合理化農地管理 事業	14ha	700	26ha	1,800